

| | |
|--------|-----------|
| 計画策定年度 | 令和5年度 |
| 計画主体 | 太宰府市・那珂川市 |

太宰府市・那珂川市広域鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 太宰府市観光経済部産業振興課
所 在 地 福岡県太宰府市観世音寺1-1-1
電 話 番 号 (092) 921-2121
ファクス番号 (092) 921-1601
メールアドレス sangyo-s@city.dazaifu.lg.jp

<連絡先>

担 当 部 署 名 那珂川市都市整備部産業課
所 在 地 福岡県那珂川市大字安徳702-1
電 話 番 号 (092) 408-9875
ファクス番号 (092) 953-4563
メールアドレス sangyo@city-nakagawa.fukuoka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|-------------------------------------|
| 対象地域 | 福岡県太宰府市、福岡県那珂川市 |
| 対象期間 | 令和6年度～令和8年度 |
| 対象鳥獣 | イノシシ、ニホンザル、アライグマ、タヌキ、アナグマ、シカ、カラス、ハト |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現況 | | |
|-------|---------|-------|-------|
| | 品目 | 被害数値 | |
| | | (千円) | (h a) |
| イノシシ | 水稲 | 953 | 1.2 |
| | 果樹 | 1 | 0.03 |
| | 野菜 | 1,159 | 0.07 |
| | いも類 | 586 | 0.06 |
| ニホンザル | 野菜 | 1 | 0.01 |
| | いも類 | 1 | 0.01 |
| アライグマ | 果樹 | 5 | 0.02 |
| | 野菜 | 145 | 0.01 |
| | いも類 | 122 | 0.01 |
| カラス | 野菜 | 119 | 0.06 |
| タヌキ | ※1) 未集計 | 0 | 0 |
| アナグマ | ※1) 未集計 | 0 | 0 |
| シカ | ※1) 未集計 | 0 | 0 |
| ハト | ※1) 未集計 | 0 | 0 |

※1) 小動物被害については、地域からの目撃情報等の報告が不正確であり、正確な被害状況の把握が困難である。

(2) 被害の傾向

太宰府市

農業者の高齢化、後継ぎの減少により山麓の荒廃農地が増加し、イノシシの生息環境を拡大させ個体数も増加傾向にある。特に、四王寺山周辺は、鳥獣保護区になっていることもあり個体数が著しく増加し、過去に被害がなかった水田にも被害がおよぶようになり農業者にとって深刻な問題となっている。

また、近年では、外来種であるアライグマの捕獲頭数も増え、生態系が崩れる傾向も表れつつあり、今後の更なる被害拡大が懸念される状況である。シカについても、一部地域で捕獲頭数が増えており、正確な被害状況は把握できていないものの、指定管理鳥獣となっており、被害が懸念される為捕獲するものとする。

アナグマ、ニホンザルについても、過去に有害鳥獣に指定していなかったものの、近年では被害が増えてきており、新たに有害鳥獣に指定し捕獲するものとする。

あわせて、カラスによる農作物への被害や生活ゴミ等の散乱などの報告の声も寄せられている。

那珂川市

高齢化の進行に伴う農林業の担い手不足や農地の遊休化、狩猟者の減少などにより、鳥獣類の生息環境の拡大や出没地域の変化により、被害拡大が懸念される状況である。

自衛対策のために、煙火保安手帳の取得の推進や電気柵等の補助事業の活用について啓発を行っているものの、地域での被害対策の連携体制などが十分でない地域については、被害拡大に拍車をかけていると考えられる。

ニホンザルに関しては、出没数に対して捕獲数は減少している。学習能力が高いことから、効果的な捕獲方法について検討する必要がある。また、農林産物被害のほか、サルが市街地等に出没し、子どもや高齢者に対して危害を加えるなどの人的被害が多発していることから、人的被害防止対策が喫緊の課題である。

アライグマについては、捕獲数がおおむね横ばいの傾向であるが、外来種であることから今後も生態系への影響が危惧される。

タヌキ、アナグマについては、住宅地域での生活被害に関する報告が以前から寄せられていることや、農村部でも目撃情報が増加しており、捕獲数が増加傾向であることから、今後も生息数及び農業被害の増加が懸念される。

カラスについては、正確な被害状況は把握できていないものの、今後も農作物や畜産関係への被害が懸念される状況であることから、今後も継続して捕獲するものとする。

ハトについては、少量ではあるが水稻被害や、糞による生活被害の報告の声も寄せられており、今後の被害増加が懸念されている。

(3) 被害の軽減目標

| 鳥獣名 | 指標 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和8年度) |
|-------|------|-------------|-------------|
| イノシシ | 被害金額 | 2,699 千円 | 2,024 千円 |
| | 被害面積 | 1.36 h a | 1.02 h a |
| ニホンザル | 被害金額 | 2 千円 | 2 千円 |
| | 被害面積 | 0.02 h a | 0.02 h a |
| アライグマ | 被害金額 | 272 千円 | 204 千円 |
| | 被害面積 | 0.04 h a | 0.03 h a |
| タヌキ | 被害金額 | 0 千円 | 0 千円 |
| | 被害面積 | 0 h a | 0 h a |
| アナグマ | 被害金額 | 0 千円 | 0 千円 |
| | 被害面積 | 0 h a | 0 h a |
| シカ | 被害金額 | 0 千円 | 0 千円 |
| | 被害面積 | 0 h a | 0 h a |
| カラス | 被害金額 | 119 千円 | 89 千円 |
| | 被害面積 | 0.06 h a | 0.05 h a |
| ハト | 被害金額 | 0 千円 | 0 千円 |
| | 被害面積 | 0 h a | 0 h a |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

太宰府市

| 区分 | 被害防止対策 | 課題 |
|---------------|--|---|
| 捕獲等に関する取組 | ①猟友会や農事組合へ 猟銃や箱罠による有害鳥獣（イノシシ、カラス、アライグマ、シカ）駆除を委託 ②鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲活動（銃猟・罠猟） | ・ 猟友会会員の高齢化が進んでいく中、新たな捕獲の担い手の確保が必要である。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | 令和3年度より太宰府市有害鳥獣被害防止対策事業補助金を新設し、家庭菜園を含む農地等に設置する資材費の半額を市で補助する取り組みを実施している。 | ・ 防護柵が未整備の農地等へ被害が集中する恐れがある。 ・ 防護柵の設置状態が弱いところから侵入されるなど、適正な維持管理が必要である。 ・ 財源不足の恐れ。 |

那珂川市

| 区分 | 被害防止対策 | 課題 |
|---------------|--|---|
| 捕獲等に関する取組 | ①狩猟免許（銃猟・箱罾）を有する市職員による巡視及び個別捕獲対応 ①鳥獣被害対策実施隊による定例的な一斉捕獲活動（銃猟・罾猟） ③農林業者の箱罾等による自衛捕獲 | <ul style="list-style-type: none"> ・対策に従事する有資格者数が少なく、一人あたりの作業負担が大きい ・罾猟や箱罾での捕獲活動では、複数頭を一斉に捕獲することが難しく、より効率的な捕獲方法の導入を検討する必要がある ・捕獲後の埋設処分が困難となっており、処分方法の検討が必要 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | ①国交付金を活用したイノシシ、サル用侵入防止柵の整備 ②防護柵を購入した農林業者へ経費の一部を市事業として補助 | <ul style="list-style-type: none"> ・①による一定の整備効果は見込まれるものの、設置や維持管理方法が不十分な箇所は、改善指導が必要である ・被害を受ける農林業者の自衛意識の向上を図るとともに、防護柵の効果や適切な設置方法等について周知する必要がある |

（５）今後の取組方針

広域連携

2市が抱える課題とそれを解決するための対策・手段に関する情報を共有し、地域が一体となってより効果的な対策に取り組むことができる体制を整備することによって、農林産物被害の軽減に努める。また、関連法規及び計画に基づき、計画的かつ効果的な被害対策を検討・確立していくことで、中長期的な被害状況を見据えた一貫性のある取組を推進する。

太宰府市

イノシシ被害防除及び捕獲については行政機関のみならず、地域、農業者が連携し、また効率かつ効果的に取り組むために鳥獣被害対策実施隊の活用により箱罾の設置場所を検討するとともに、狩猟免許取得者や箱罾設置数を増やすなど捕獲体制強化と侵入防止柵及び電気柵設置による農作物被害防除対策が効率的、集団的な設置となるよう啓発しながら取組む。

那珂川市

農林業者の徹底した自衛対策と、鳥獣被害対策実施隊と連携した適切な個体数調整を推進する。特に前者については、総合的に被害対策の効果を向上させる重要な要因となるため、専門家による講習会や自衛対策に必要となる支援制度を拡充し、対策の重要性について積極的な啓発を行う。

さらに、国の交付金事業等を活用した鳥獣被害防止対策協議会の取り組みにより、有害鳥獣捕獲従事者の捕獲活動がより活発になり、加害個体数の低減が見込まれるほか、協議会構成団体と連携を密にし、地域ぐるみで被害対策が実施できるよう体制の整備を推進する。また、埋設場所の不足や実施隊民間隊員の高齢化に伴い、捕獲後の埋設処分が困難となってきたことから、埋設処分から焼却処分に移行するために国の交付金事業を活用し、捕獲鳥獣の一時保管のため恒温冷凍庫を導入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

2市の農林産物等の被害軽減を目的とした捕獲計画数の達成のため、鳥獣被害対策実施隊をはじめとする有害鳥獣捕獲従事者の活動が効果的に実施されるよう体制の整備を推進する。

具体的には、農事組合及び猟友会への駆除委託（太宰府市）を継続することのほか、鳥獣被害対策実施隊員との連絡調整を密にし、これまで以上に効果的な個体数調整を図る。また、捕獲技術の向上や、将来的な担い手の確保・育成については、両自治体や猟友会等からの情報を共有し、既存の従事者へ過度な負担がかからないよう、支援制度などの拡充を検討する。

なお、対象鳥獣の捕獲計画数については、鳥獣保護管理事業計画及び特定鳥獣保護管理計画との整合性を図るものとする。

(2) その他捕獲に関する取組（捕獲対策）

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------------------------|--|--|
| 令和6年度 令和7年度 令和8年度 | イノシシ ニホンザル アライグマ タヌキ アナグマ シカ カラス ハト | <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲用箱罠の購入及び狩猟免許取得の促進により捕獲環境の整備を図る。 ・実施隊員等の捕獲従事者へ情報提供を行い、早期対応による被害軽減を図る。 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

福岡県が策定した「第13次鳥獣保護管理事業計画書」及び「福岡県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画（第6期）並びに「福岡県ニホンザル対策基本方針」を踏まえ、捕獲実績に基づき被害軽減目標を達成するために適切な捕獲計画数の設定を行う。

太宰府市

イノシシについては、過去2年間の捕獲実績（令和3年度183頭・令和4年度427頭）

及び出没頻度の増加を考慮し、捕獲目標値に設定する。

アライグマについて、過去2年間の捕獲実績は、令和3年度18頭・令和4年度30頭と増加傾向にある。今後、繁殖力の強さや出没頻度の増加を考慮し、捕獲目標値を設定する。

シカについて、過去2年間の捕獲実績は、令和3年度5頭・令和4年度34頭と増加傾向にある。現在、捕獲地域については一部に集中しているが、今後生息域の拡大も懸念され、農作物等への被害も考慮し、捕獲目標値を設定する。

カラスについては、過去の捕獲実績（平成25年度27羽・平成26年度5羽）を基に、年間30羽を捕獲目標値として設定する。

アナグマ、ニホンザルについても被害の通報件数が増えており、令和6年度より有害鳥獣に指定し、捕獲目標値を設定する。

那珂川市

イノシシについては、過去2年間の捕獲実績（令和3年度543頭・令和4年度738頭）に、出没頻度の増加を考慮し捕獲計画数を設定する。ニホンザルについては、一般的に生態や群れの雌雄・年齢構成などを考慮した被害軽減に効果的な捕獲計画数の設定が難しく、かつ捕獲難易度も高いため、年度間での捕獲実績にばらつきがあるのが現状である。しかしながら、平成25年度に実施した「野生ザル被害防止対策検討業務」結果に基づき、本市の状況に合わせた捕獲目標数値が示されたため、当該調査結果と過去2年間の捕獲実績（令和3年度46頭・令和4年度9頭）を考慮した捕獲計画数を設定する。

アライグマについては、令和3年度158頭・令和4年度199頭の捕獲実績があり、出没頻度の増加を考慮し捕獲計画数を設定する。

アナグマについては、令和3年度61頭・令和4年度98頭の捕獲実績、タヌキについては、令和3年度56頭・令和4年度94頭の捕獲実績を基に被害状況を加味して捕獲計画数を設定する。

カラスについては、過去2年間の捕獲実績（令和3年度43羽・令和4年度42羽）に、令和5年度の捕獲数（令和5年9月1日現在90羽）を考慮し捕獲計画数を設定する。

ハトについては、過去の捕獲実績及び生息数等を基に、被害状況を加味して捕獲計画数を設定する。

| 対象鳥獣 | 捕獲区域 | 捕獲計画数等 | | |
|-------|------|--------|-------|-------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| イノシシ | 太宰府市 | 430 | 430 | 430 |
| | 那珂川市 | 750 | 750 | 750 |
| | 計 | 1,180 | 1,180 | 1,180 |
| ニホンザル | 太宰府市 | 5 | 5 | 5 |
| | 那珂川市 | 45 | 45 | 45 |
| | 計 | 50 | 50 | 50 |

| | | | | |
|-------|------|-----|-----|-----|
| アライグマ | 太宰府市 | 35 | 35 | 35 |
| | 那珂川市 | 200 | 200 | 200 |
| | 計 | 235 | 235 | 235 |
| タヌキ | 那珂川市 | 95 | 95 | 95 |
| アナグマ | 太宰府市 | 20 | 20 | 20 |
| | 那珂川市 | 100 | 100 | 100 |
| | 計 | 120 | 120 | 120 |
| シカ | 太宰府市 | 34 | 34 | 34 |
| カラス | 太宰府市 | 30 | 30 | 30 |
| | 那珂川市 | 150 | 150 | 150 |
| | 計 | 180 | 180 | 180 |
| ハト | 那珂川市 | 10 | 10 | 10 |

| 捕獲等取り組み内容 | |
|-----------|--|
| イノシシ | 捕獲手段：箱罠・銃器・くくりわな 捕獲期間：農作物の収穫時期等に合わせ必要かつ適切な期間を設定 捕獲場所：市街地を除く2市全域（銃器による捕獲は、集落や住宅付近は除く） |
| ニホンザル | 捕獲手段：箱罠・銃器 捕獲期間：野菜、果樹等の収穫時期及び過去の出没データにより必要かつ適切な期間を設定 捕獲場所：2市全域（銃器による捕獲は、住宅地付近を除く） |
| アライグマ | 外来生物法及び有害鳥獣捕獲許可に基づく捕獲を実施 捕獲手段：箱罠・銃器 捕獲期間：農作物の収穫時期等に合わせ必要かつ適切な期間を設定 捕獲場所：2市全域（銃器による捕獲は、住宅地付近を除く） |
| タヌキ | 捕獲手段：箱罠・銃器 捕獲期間：農作物の収穫時期等に合わせ必要かつ適切な期間を設定 捕獲場所：那珂川市全域（銃器による捕獲は、住宅地付近を除く） |
| アナグマ | 捕獲手段：箱罠・銃器 捕獲期間：農作物の収穫時期等に合わせ必要かつ適切な期間を設定 捕獲場所：2市全域（銃器による捕獲は、住宅地付近を除く） |
| シカ | 捕獲手段：箱罠・銃器・くくりわな 捕獲期間：農作物の収穫時期等に合わせ必要かつ適切な期間を設定 捕獲場所：太宰府市全域（銃器による捕獲は、住宅地付近を除く） |
| カラス | 捕獲手段：箱罠・銃器 捕獲期間：農作物の収穫時期等に合わせ必要かつ適切な期間を設定 捕獲場所：2市全域（銃器による捕獲は、集落や住宅付近は除く） |

| | |
|----|--|
| ハト | 捕獲手段：銃器 捕獲期間：農作物の収穫時期等に合わせて必要かつ適切な期間を設定 捕獲場所：那珂川市全域（銃器による捕獲は、集落や住宅付近は除く） |
|----|--|

| |
|-----------------------------|
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| |

(4) 許可権限委譲事項

| | |
|------|------|
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
| 該当なし | 該当なし |

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵等の整備計画（防護対策としての広範囲な整備）

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|------------|--|---|--|
| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| イノシシ シカ | <ul style="list-style-type: none"> ワイヤーメッシュ柵や電気柵の設置 捕獲鳥獣処分のための一時的保管用恒温冷凍庫の設置 研修会や実施隊員の指導等による、適切な維持管理方法などの周知 (太宰府市) ワイヤーメッシュ柵 0m 電気柵 0m (那珂川市) ワイヤーメッシュ柵 10,000m 電気柵 0m 恒温冷凍庫 1台 | <ul style="list-style-type: none"> ワイヤーメッシュ柵や電気柵の設置 研修会や実施隊員の指導等による、適切な維持管理方法などの周知 (太宰府市) ワイヤーメッシュ柵 0m 電気柵 0m (那珂川市) ワイヤーメッシュ柵 0m 電気柵 0m | <ul style="list-style-type: none"> ワイヤーメッシュ柵や電気柵の設置 研修会や実施隊員の指導等による、適切な維持管理方法などの周知 (太宰府市) ワイヤーメッシュ柵 0m 電気柵 0m (那珂川市) ワイヤーメッシュ柵 10,000m 電気柵 0m |
| ニホンザル | 侵入防止柵設置及び効果の検証 (太宰府市) ワイヤーメッシュ柵 0m (那珂川市) ネット柵等 1,000m | 侵入防止柵設置及び効果の検証 (太宰府市) ワイヤーメッシュ柵 0m (那珂川市) ネット柵等 0m | 侵入防止柵設置及び効果の検証 (太宰府市) ワイヤーメッシュ柵 0m (那珂川市) ネット柵等 1,000m |

(2) その他被害防止に関する取組（防護対策・補助対策）

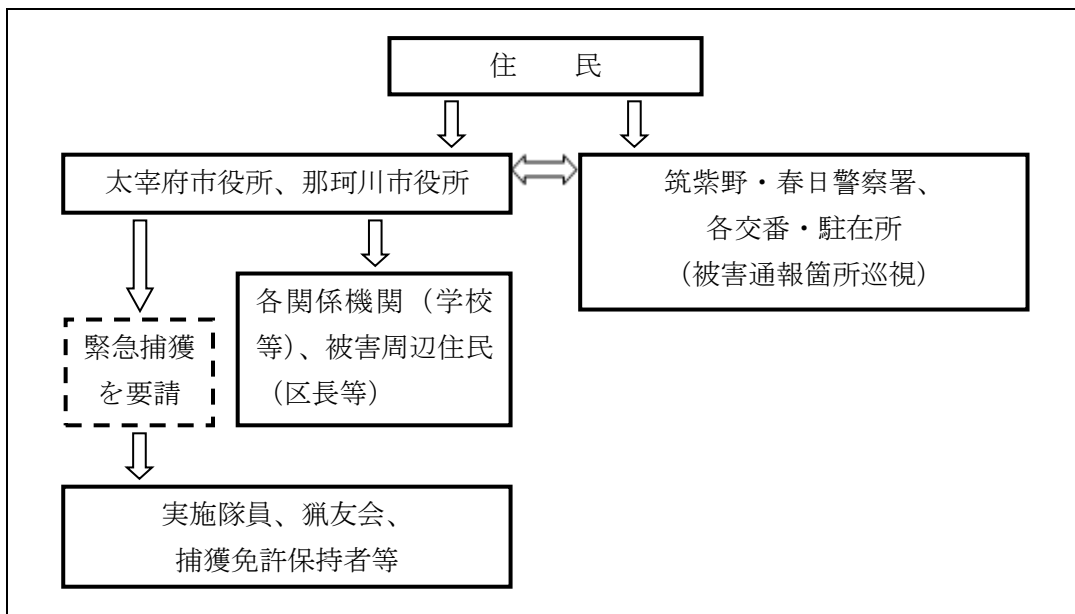
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------------------------|--|---|
| 令和6年度 令和7年度 令和8年度 | イノシシ ニホンザル アライグマ タヌキ アナグマ シカ カラス ハト | 地域による追い払い活動 農家などへの普及啓発（野菜残渣の適正処理、収穫しない果樹などの伐採、耕作放棄地の解消、侵入防止柵の設置方法など） 被害情報収集及び農家への情報提供 |

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体または財産に係る被害が生じ、または生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関などの役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|--------------------------------------|---------------------------------|
| 太宰府市役所、那珂川市役所 | 被害情報収集及び対応の検討、関係機関への連絡及び連携体制の構築 |
| 筑紫野、春日警察署 水城、太宰府、那珂川警部交番 南畑駐在所 | 緊急を要する捕獲の補助、近隣住民の安全確保と関係機関との連携 |

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

生態系に影響を与えないよう配慮し、埋設処理又は焼却処理をする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

対象鳥獣を食品として利用する場合には、狩猟者及び食肉処理者が各々の責務を果たし、衛生管理を遵守することを条件とする。

なお 2 市においては、食肉処理加工施設がなく、販売・流通体制が整備されていないため、利用推進は困難である。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

[被害防止対策協議会の名称] 太宰府市・那珂川市鳥獣被害防止対策広域連絡協議会

| 構成機関の名称 | 役割 |
|---------------------|------------------------|
| 太宰府市 鳥獣被害防止対策協議会 | 有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換、広域連携 |
| 那珂川市 鳥獣被害防止対策協議会 | 有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換、広域連携 |

[被害防止対策協議会の名称] 太宰府市鳥獣被害防止対策協議会

| 構成機関の名称 | 役割 |
|-------------------|----------------------|
| 筑紫農業協同組合 | 被害防止対策の推進 |
| 太宰府市農業委員会 | 農業者としての意見表明、防止策等の検討 |
| 太宰府市猟友会 | 捕獲担い手、捕獲方法指導 |
| 太宰府市農事組合 | 被害等の把握、捕獲担い手 |
| 福岡農林事務所福岡普及指導センター | 協議会の活動に対する技術的指導 |
| 太宰府市観光経済部産業振興課 | 関係機関との連携体制の構築、会活動の統括 |

[被害防止対策協議会の名称] 那珂川市鳥獣被害防止対策協議会

| 構成機関の名称 | 役割 |
|-------------------|---------------------------|
| 那珂川市鳥獣被害対策実施隊 | 捕獲担い手、捕獲方法指導 |
| 那珂川市区長会 | 有害鳥獣の情報提供、地元との総合的な調整 |
| 那珂川市農事推進員 | 被害状況等諸情報の提供、農業従事者などとの調整 |
| 那珂川市農業委員会 | 耕作放棄地等の農地情報を提供、防除対策の検討、助言 |
| 筑紫農業協同組合 | 被害防除にかかる技術的な検討、助言 |
| 福岡農林事務所福岡普及指導センター | 協議会の活動に対する技術的指導 |
| 那珂川市都市整備部産業課 | 事務局担当、協議会に関する連絡・調整 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|--|-------------------|
| 福岡県福岡農林事務所 | 協議会活動に対して指導・助言 |
| 筑紫野、春日警察署 水城、太宰府、那珂川警部 交番 南畑駐在所 | 有害鳥獣の被害防止対策に関する協力 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

2 市職員及び民間を含めた実施隊を編成し、被害防止対策に取り組んでいる。

| | |
|------|-------------------|
| 太宰府市 | 市職員 5 名、民間隊員 5 名 |
| 那珂川市 | 市職員 12 名、民間隊員 8 名 |

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害防除・生息地管理・個体数管理を適切に組み合わせていくことで、総合的な被害対策効果の向上が見込まれる。また、必要となる対策を被害地域全域に浸透させるためには、地域ぐるみで対策を実施する体制の構築が不可欠である。したがって、行政と鳥獣被害防止対策協議会、鳥獣被害対策実施隊員を含む有害鳥獣捕獲従事者や地域の農林業従事者などの関連団体が密接に連携することが重要となる。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

全国的に農林産物被害を受けている地域においては、専門家の調査・指導に基づく対策や先進的な機材の導入など、様々な工夫を取り入れた対策が実施されており、地域ぐるみで実践できる体制を確立することが対策の効果を上げるといずれも報告されている。

このことから、地域の実情や被害発生状況等にあわせた有用な情報を行政や地域住民、その他関係機関で共有することにより、それぞれの立場で取り組むべき役割を十分に認識することで、持続的な被害対策の実施体制を構築することができると思う。

また、今後様々な施策を実施していくうえで、地域の農林業者等で構成される各鳥獣被害対策協議会で報告された地域の実情や被害対策手法等に関して十分な協議と検討を行い、その結果を考慮したうえで、当該協議会の取り組みが地域の被害対策の核となるよう推進していくことも体制を整備していくうえで重要である。